

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	和邇文化センター
委 託 業 務 名	大津市和邇文化センター舞台照明設備改修業務
委 託 業 務 場 所	大津市和邇高城
概 要	当該施設の舞台照明設備については、システム全体については耐用年数も超過し、経年劣化により本来の性能が発揮できない状況となっている。また、アナログからデジタルに推移したことや、文化の多様化など市民ニーズも変化していることから、今回、舞台照明設備の改修を行うものである。
契 約 期 間	令和6年5月28日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年5月21日
契 約 金 額	81,620,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪市北区西天満四丁目11番23号満電ビル 〔名 称〕 丸茂電機株式会社大阪営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は 2009 年に更新済みの調光操作卓等既設流用する部分があり、既設の設備等と密接不可分の関係にある。そのため、本更新は同一施行者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の仕様に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修であるため、当センターの舞台照明設備機器の製造及び納入かつ保守業者である当該業者に委託する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。